



® 平成30年 2 月 1 日 (木)

No. 14619 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2016年知財に関する重要判例⑦

アニメーションのキャラクターイメージの権利帰属に関する研究 (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) (8)

中国2016年知財に関する重要判例⑦

アニメーションのキャラクターイメージの 権利帰属に関する研究

—杭州大頭兒子文化発展有限公司と中央テレビ動画有限公司との
著作権侵害紛争事件—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者: 魏 啓学 王 洪亮

目次

はじめに

I 事件の概要

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判定

III アニメーションのキャラクターイメージの権利帰属に関する検討

1. アニメーションのキャラクターイメージの



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則

会長 弁理士 浅池望井 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望井 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望井 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望井 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望井 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望井 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望井 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望井 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望井 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望井 村田月上 皓弘次

副所長 弁理士 浅平下 村山 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 村山 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 村山 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 村山 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 村山 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 村山 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 村山 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 村山 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 村山 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 村山 昌啓克孝 弘子彦之

弁理士 山亀大新 口岡塚村 康幹一
弁理士 山亀大新 口岡塚村 康幹一
弁理士 山亀大新 口岡塚村 康幹一
弁理士 山亀大新 口岡塚村 康幹一
弁理士 山亀大新 口岡塚村 康幹一
弁理士 山亀大新 口岡塚村 康幹一
弁理士 山亀大新 口岡塚村 康幹一
弁理士 山亀大新 口岡塚村 康幹一
弁理士 山亀大新 口岡塚村 康幹一
弁理士 山亀大新 口岡塚村 康幹一

浅村法律事務所

所長 弁理士 浅村昌弘
弁理士 浅村昌弘
弁理士 浅村昌弘
弁理士 浅村昌弘
弁理士 浅村昌弘
弁理士 浅村昌弘
弁理士 浅村昌弘
弁理士 浅村昌弘
弁理士 浅村昌弘
弁理士 浅村昌弘

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

弁理士 後藤晴男

弁理士 松川直樹

弁理士 和田研史

コンセプトスケッチ (concept sketch) 及び
アニメーション全体の権利帰属

2. 著作権分野の侵害行為の差し止めと公衆利
益とのバランス
おわりに

はじめに

本件は、「2016年中国裁判所の十大知的財産事件」の1つに選ばれた、主にアニメーションのキャラクターイメージの権利帰属及びその再使用等の法的問題に関する事件である。アニメーション「頭でっかちの息子、小顔のお父さん」と「新・頭でっかちの息子、小顔のお父さん」が中国産のアニメーションにおいて一定の影響を持っているので、本件は社会各界に広く注目された。

本件において、アニメーションのキャラクターイメージの誕生当時では、投資してアニメーションを製作した映画製作所、テレビ局、キャラクターイメージの創作に携わった創作者はいずれも、その権利と義務についてはっきりとした認識を持っておらず、明確な約定をしていなかった。このため、長い年月を経た今では、人情・道理・法律を総合的に考慮しながら、法律のルールを適用してその権利の帰属を判定することが必要になった。そして、裁判所は侵害成立の判断を前提において、創作背景及び本件の実情を総合的に勘案し、原作者と、後の作品と、社会公衆との利益のバランスおよび公平原則を加味した上で、侵害行為の差し止めの代わりに賠償額の引き上げを判決した。つまり、著作権者への保護と、作品の創作・伝播を奨励する公共政策とのバランスにも十分に配慮した。よって、本件の扱いは、同じような事件の裁判に関して大きな参考の価値がある。

I 事件の概要

1. 基本情報

再審請求人（一審被告、二審上诉人1）：中央
テレビ動画有限公司

再審被請求人（一審原告、二審上诉人2）：杭
州大頭兒子文化發展有限公司

判決の情報：

一審：杭州市濱江区裁判所（2014）杭濱知初字第
634号民事判決書

二審：杭州市中等裁判所（2015）浙杭知終字第
356号民事判決書

再審：浙江省高等裁判所（2016）浙民申第3072
号民事裁定書

2. 事件の経緯

1994年、アニメーション「頭でっかちの息子、小顔のお父さん」（1995年版。以下、「95版アニメーション」という）の監督である崔世昱氏らは劉沢岱氏の家を訪れ、製作しようとする95版アニメーションのためにキャラクターの創作を委託した。劉沢岱氏はその場で、鉛筆で「頭でっかちの息子」、「小顔のお父さん」、「エプロンのお母さん」という三つのキャラクターの正面図を描き、原稿を崔世昱氏に渡した。当時、双方は同作品の著作権の帰属について書面による協議を結んでいない。崔世昱氏は原稿を持ち帰った後、95版アニメーションの美術創作スタッフらは劉沢岱氏が創作したキャラクターの設計図をベースに、さらなる設計と再創作を行い、アニメーションの標準造形に適合する三つのメインキャラクター、すなわち「頭でっかちの息子」、「小顔のお父さん」、「エプロンのお母さん」の標準設計図及びその後の各面図、比例図などを完成させた。劉沢岱氏はその後の創作に参加しなかった。劉沢岱氏が創作した原稿は長い年月と会社の変遷などの関係で、どちらも提供できなくなった。95版アニメーションは、中央テレビ局と東方テレビ局により共同製作され、1995年に放送された。キャスト・スタッフとして、「キャラクター設計：劉沢岱氏」と示された。2012年12月14日、劉沢岱氏は自分が創作した「頭でっかちの息子」、「小顔のお父さん」、「エプロンのお母さん」という三つの作品の著作権を洪亮氏に譲渡した。2014年3月10日、洪亮氏は上記作品の著作権を杭州大頭兒子²文化發展有限公司（以下、大頭兒子文化公司という）に譲渡した。2013年、中央テレビ動画有限公司（以下、中央テレビ動画